

## 第一議案の最後の議題～第三議案まで

### (1) AWC 日本連としてのハラスメント問題についての基本指針（草案）

30 年を迎えた AWC 運動は、広範な労働者、市民、青年・学生、女性・セクシャルマイノリティ、部落大衆、障害者など被差別民衆や多様なマイノリティー、国籍の違う人々、運動の歴史や文化が異なる新しい世代の参加を今後も拡大していかなくてはならない。そのために、運動の内外で差別やハラスメントと闘う AWC 運動を作って行こう。そのためにいくつかの指針をたたき台として挙げる。

#### ●被害者の話をきちんと聞くこと

差別やハラスメントがあったという指摘があれば、まず被害者から直接どういうことが差別やハラスメントになるのかきちんと聞き取ることから始める。(加害者の側がどういうつもりでしたことなのか、から始めない。それでは問題に少しも接近できず、逆に被害者を遠ざける。)

#### ●加害側になったら事実確認にきちんと応じること

加害者とされた側も、それは差別・またはハラスメントだと指摘されたら、むやみに防衛的にならず事実関係の確認にきちんと応じることから始めること、これを当たり前のことにしよう。事実が違う部分や、多くの場合差別やハラスメントをしようと思ってやっているわけではないから言い分があるのも当然であるが、それは事実確認会で明らかにする必要がある。

#### ●二次加害を出来る限り防止すること

決して、加害側やその周りの人で勝手に「差別ではない」「ハラスメントではない」と一方的に結論づけてはいけない。そうしてしまうと、被害者側は二度とそのような指摘ができなくなる。そのような決めつけは二次加害となる。それは運動からその人を遠ざけてしまうことにもなる。

また、むやみに問題解決を引き延ばしたり放置したりして、相手に何の対応もしないまま通常的生活(活動)をしていると、「その指摘はたいしたことではない」というメッセージを相手に送っていることとなり二次加害になりうる。それが続くようなら、二次加害を防止する観点から、団体として活動の停止を言い渡すこともありうる。決して活動妨害が目的なのではない。

#### ●相談窓口の設置

活動の中で差別やハラスメント問題が起こった時、ここに話しにきてくださいという相談窓口を設けることが必要だ。チラシや発行物にそのような案内文と窓口を掲載する。

※ハラスメント問題について、日本連として経験や蓄積があるわけではない。なので、当面は全国事務局長が直接対応し、全国事務局の中に経験やノウハウを蓄積していく必要がある。全国事務局会議は月 1 回東京で開催している。実際に起こった問題を通じて学ぶことは多いから、できれば複数で対応するのがよいだろう。もちろん全国事務局長自身が差別やハラスメントをしてしまうこともあるので、その時は別の人とその役目を引き受ける必要がある。

※今回のケースでは加害の側の 2 名は、AWC 首都圏のメンバーであるとともに AWC 日本連の全国事務局長でもあり、その 2 名が事実確認会を拒否しているため、全国事務局長が対応しないわけにはいかなかった。途中で事実確認会を受け入れることを信じて、何度もいろいろな手段で確認したが、一貫して拒否であった。決して、全国事務局長が越権行為や横暴な介入をしたのではない。

1. 今回の件の簡単な事実経過について(別紙)を参照のこと

※今回の経験を AWC 日本連総会で共有しようとしているのは、再発防止策の一環として各地で議

論していただきたいからである。

(2) 今回の事案についての被害当事者 A さんが提出している文章とコメント

1. AWC 首都圏 NB によるハラスメント（恫喝）とそれに加担した MN による二次加害への抗議（別紙）※ハラスメントの具体的な内容が書かれています。
2. 2. 28「事実確認会」を経ての、AWC 首都圏の一部メンバーへの抗議（別紙）

A さんからの提起と補足など

(3) 今回の事案についての取り組み（AWC 首都圏から YM さんから）

※別紙：FM さん提出の文章

「AWC 首都圏メンバー2名によるハラスメント(恫喝)問題の発生」に関して  
(FM さんからの付言)

「3月16日 AWC 首都圏の会議を開き別紙の「AWC 首都圏メンバー2名によるハラスメント(恫喝)問題の発生」に関してを AWC 首都圏として確認しました。(中略)

なお、AWC 首都圏内には「規約」がなく、会費納入や会員登録も行っていないので、誰が会員であるか、人数も不明です。

従いまして、当日の会議参加者9名中7名がこの文書に賛同しています。なお、当日反対した人が2名及びこの時間までに反対を表明している方1名を申請します。」

⇒ハラスメント問題については、基本指針(草案)の部分と AWC 首都圏で起こった問題をあわせて1時間以上の討論となりましたが、会場が17時撤収だったため時間が足りず、全体としては継続議論となりました。それでも被害当事者が参加して意見を述べる事ができた点はよかったと思われます。日本連事務局長の介入が不当であるという意見が ZOOM 参加の首都圏の一部の方から出されましたが、加害側とされる AWC 首都圏メンバーが全国事務局員であった以上、日本連全体の問題として扱うべきです。2名は現在も事実確認会を拒否しており、解決がそこで止まってしまっている状態です。総会后、被害当事者から改めて抗議文が寄せられており、問題はまだ解決の途に就けていません。

第二議案 会計報告（別紙）

⇒会計報告書については、時間切れで残念ながら総会で検討・確認ができませんでした。各自で持ち帰って、各地方、各団体で検討し、質問意見があれば寄せてくれるよう確認しました。そのうえであらためて確認したいと思います。(追記:7月27日 AWC 日本連全国会議にて確認されました。)

第三議案 人事(以下のように確認されました)

(掲載省略)